

出席停止の取り扱いについて

下記の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止になります。医師の登校許可が出ましたら、保護者等の方で「登校許可証明書」（きりとり線以下）を記入していただき、インフルエンザの場合は、薬の説明書を添付のうえ学校にご提出ください。

学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

	感染症の種類
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、 新型コロナウイルス感染症 、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

- ※1 出席停止期間は感染症の種類に応じて基準が定められています。医師に指示された期間は、感染予防のため自宅で療養してください。
- ※2 インフルエンザの出席停止期間の基準は、発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまでです。
- ※3 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまでです。

----- きりとり線 -----

令和 年 月 日

登校許可証明書

愛知県立岡崎工科高等学校長 様

年 組 番 氏名

- ・病名 ()
- ・出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- ・医療機関名 ()

上記の者は、医師より登校許可が出ましたので、報告します。

保護者等名